

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

2. 目標と実施時期・取組内容

<目標>

職員の年次有給休暇取得率を全体で 55%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2022 年 4 月～ 法人は各施設職員の欠員状況の解消に鋭意努力する。
- 2022 年 8 月～ 全職員を対象として、年次有給休暇取得率アップのための業務効率化に関するアンケートを実施する。
- 2022 年 10 月～ アンケート結果を分析し、全職員が閲覧できる場所に掲示するとともに、結果を踏まえた課題、施策を施設長会議の議題とする。
- 2023 年 4 月～ 施設ごとの年次有給休暇取得率を 4 か月毎に集計し、全ての職員がいつでも確認できるようにする。また、業務効率化方針を理事長から提示し、各施設において施設長（園長）から業務効率化のための取組を示す。
- 2023 年 10 月～ 業務効率化を可能にする機器及び制度導入の検討開始。
- 2024 年 1 月～ 業務効率化を可能にする制度を導入する。